

平成30年度

高槻市立安岡寺小学校

いじめ防止基本方針

〔いじめの定義〕

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※1）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

〔いじめの禁止〕

児童は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法 第4条）

※1「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動に在籍している児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 学校教育目標

「自ら学び 心豊かで たくましく 主体的に生きる 子どもの育成」

(2) 基本理念（教職員の意識）

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

ア. 教職員は、いじめの未然防止のために、日頃から深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるように努める。

イ. 教職員は、「いじめは、どの子どもにも、どの学級においても起こり得ることであり、人の命に関わる重大な問題である」ことを十分認識し、早期発見・早期対応を行う。さらに、いじめの兆候（疑いを含む）に気付いた場合は、児童生徒一人ひとりに応じた指導・支援を組織的に行うために、直ちに校内のいじめ・不登校対策委員会に報告するとともに、保護者、地域住民や学校以外の警察、少年サポートセンター、児童相談所などの関係機関と連携を図りつつ、いじめ防止等のための対策を行っていく。

ウ. 教職員は、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動の充実を図るとともに、「特別の教科道徳科」の時間を要とした道徳教育を通して、児童生徒の豊かな人間性を育む。

エ. 学校における最大の教育環境は教職員であり、児童生徒一人ひとりを大切にする意識や日常的な態度が非常に重要である。そのため、教職員は、日々の言動が児童生徒に大きな影響を持つことを十分に認識しながら、教育活動を行う。

2. いじめの防止等のための基本的な考え方と具体的な取組

本校では、いじめの防止等のため以下のように取り組む。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにもおこりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

(全ての児童への指導)

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底する。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童に持たせる。
- ② 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、「特別の教科 道徳」の時間を要とした道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。
- ③ 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童（生徒）自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組めるよう支援する。
- ④ 配慮を要する児童生徒について支援を行う
下記の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ア. 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
 - イ. 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国の児童生徒
 - ウ. 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
 - エ. 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

(いじめを許さない学級経営)

- ① 個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組む。また、教職員の何気ない言動が児童に大きな影響力を持つことに十分留意し、教職員自身がいじめを助長するような言動は厳に慎む。
- ② グループ内での児童の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、班別指導について不断の見直しや工夫改善を行う。

＜具体的な取組＞

- ア. 絆づくり、居場所づくり、集団づくりの取り組みの推進【学級・特別活動】
「児童が自ら学級や学校生活の諸問題の解決に取り組む活動を支援する」
- イ. わかる授業づくり【各教科】
「一人ひとりに基礎学力をつけ、学びあい高めあう集団を育てる」
- ウ. 規範意識の醸成【道徳教育】
「他者への思いやりや信頼関係を築きつつ、集団として高めあうことができる児童を育成する」
- エ. 児童会活動の活性化【児童会活動】
「自分の身の回りの諸問題について話し合い、解決する活動を通して学校生活を充実し向上していく実践的態度を身につける」
- オ. 体験活動の充実【総合的な学習の時間など】
「様々な人々と接する中で、自らを見つめ、課題を見つけ出し、自分の生き方を仲間と共感しながら、主体的に考え、表現できる児童を育成する」
- カ. いじめ対応マニュアル（大阪府教育委員会作成）の活用
「いじめ事象への速やかな対応と早期の解決を図ることはもとより、子どもたちの安心と成長を育む学校づくりを推進し、すべての子どもが元気に生き生きと学校生活をすごせるよう願う」
- キ. 非行犯罪防止教室
「子どもたちに社会のルールや自分の行動に責任を持つこと等の規範意識の醸成を図るとともに犯罪に巻き込まれないようなスキル等の育成」
- ク. いじめ防止等に関する年間計画の作成 → P. 10を参照。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい形でおこなわれることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階から的確にかかわりをもつ。また、いじめを隠したり、いじめを軽視するのではなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そのため児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努める。

(問題兆候の把握等)

- ① 日常の観察により児童の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、アンケート調査や個人懇談等、いじめを見つけるための積極的な取組を定期的に行う。また、いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。
- ② 児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換することにより、適切かつ迅速な組織対応を図る。
- ③ 児童の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。
- ④ いじめの問題解決のため、いじめを把握した際には、速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、教育センター、子育て総合支援センター、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。

(全ての児童への指導)

- ① いじめられる児童や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
- ② いじめられている児童が、そのことを自分の胸の中に止めたりせず、友人、教職員、親に必ず相談するように伝える
- ③ 教育センターの教育相談や『はにたんのこどもいじめ110番』等、校内外の相談場所を周知する。

(実践的な校内研修の実施)

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習、予防的な取組など実践的な内容の研修を実施する。

<具体的な取組>

ア. いじめ調査アンケートの実施

- ・ 児童対象の生活アンケート、アンケートを受けての報告会 (年間3回実施)
- ・ 二者懇談会、学級懇談会、学年懇談会
→ P. 13 P. 14のシートを活用する

イ. いじめ相談体制

- ・ スクールカウンセラー (SC)
- ・ 教育相談週間 (6月1週目、10月1週目)
- ・ 他の教育相談窓口の周知
教育センターの教育相談、『はにたんのこどもいじめ110番』等

ウ. 校内研修

- ・ 校内いじめ対策研修
- ・ 集団レポート

エ. その他

- ・ 終わりの会、連絡帳など

(3) いじめに対する措置 → 【※いじめ事案の対応フローはP. 11を参照】

(組織的な対応)

- ① いじめの問題については、その件数よりも生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決や再発防止に結びつけることができたかが重要であることから、いじめ不登校対策委員会を中心に相互の連絡・報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。
- ② 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む。
- ③ 校長、教頭、生徒指導担当は、いじめの訴え等に基づき、学級担任、学年付教員等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切にフォローする。

(いじめ問題等の対策のための組織)

- ① 名称 いじめ不登校対策委員会
- ② 構成員
校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、
各学年1（担任・関係職員）、SSWなど
- ③ 活動
ア. 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
イ. いじめの未然防止
ウ. いじめ事案の対応
エ. 教職員の資質向上のための校内研修の企画
オ. 年間計画の策定と実施及び年間計画の進捗状況のチェック
カ. 各取組の有効性の検証
- ④ 開催
月2回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(事実関係の究明)

- ① いじめを受けている児童等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めながら丁寧に取り組みを行うとともに、当事者だけでなく、まわりの児童からの情報収集を行い、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② いじめの兆候を発見した場合は、いじめられる児童からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くことがないように努める。

(いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応)

- ① 児童に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用や、養護教諭との連携を積極的に図る。また、教育相談について全教職員を対象に実践的な校内研修を実施する。
- ② こころの教室等の教育相談室を設けたり、部屋が相談しやすい雰囲気になるよう工夫するなど、児童にとって相談しやすい環境を整える。
- ③ いじめられる児童には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、児童の立場に立って、必要な場合は緊急避難としての措置を検討する。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障が生ずることのないように十分留意する。
- ④ いじめられる児童に配慮するという観点から、グループ替えや座席替えなども検討する。また、次年度の学級替えを行う際には、いじめられる児童の立場に立った配慮を検討する
- ⑤ いじめられる児童には、保護者の希望により、関係学校の校長などの関係者の意見も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更を認める措置について、教育委員会に意見具申を行う。この場合、いじめにより児童の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合はもちろん、いじめられる児童の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば弾力的に対応する。

(いじめる児童への指導・措置)

- ① いじめを行った児童に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- ② いじめを行う児童に対しては、必要な場合は一定期間、校内においてほかの児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導する。
- ③ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童を守るために、いじめる児童に対する出席停止の措置について教育委員会に意見具申を行ったり、警察等適切な関係機関の協力を求めていく。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童については、警察との連携を積極的に図っていく。
- ④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、当該児童が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

(いじめが起きた集団への働きかけ)

- ① いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業作りを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくこと。
- ② いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえば、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(4) 家庭・地域社会との連携

- ① いじめの問題については、学校のみで解決することに固執しない。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む。
- ② 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるように工夫する。
- ③ いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。また、いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設けること。特にPTAと学校との実質的な連絡協議の場を確保するなどにより、家庭・地域社会との連携を積極的に図る。
- ④ 実際にいじめが生じた際には、個人情報への取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保する。また、事実を隠蔽するような対応は行わない。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、保護者と連携して、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査を行う。
- ② 書き込みへの対応については、被害にあった児童及びその保護者の意向を尊重し、保護者と連携して当該児童の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ③ 情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

(6) 重大事態への対処 →【※重大事態への対応フローについてはP、12を参照】
(重大事態の意味(法第28条))

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たる

- ア. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項)
- イ. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安)欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第2項)
- ウ. 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという訴えがあったとき(法第28条第1項附帯決議)

◎ アの「いじめにより」とは、法第28条第1項に規定する児童生徒の状況に至る要因が児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

◎ アの「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめの被害児童生徒の状況に着目して判断する。

◎ イの「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合(相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び教育委員会の判断で迅速に調査に着手する)

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(具体的な対処)

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア. 重大事態の疑いが生じた段階で市教育委員会にすみやかに報告する。
- イ. 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ. 重大事態に該当するか否かの判断は、学校からの報告をもとに教育委員会が判断し、速やかに対処方針を共有する。
- エ. 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- オ. 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

3. いじめの「解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消されることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

※ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断することにおいて、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

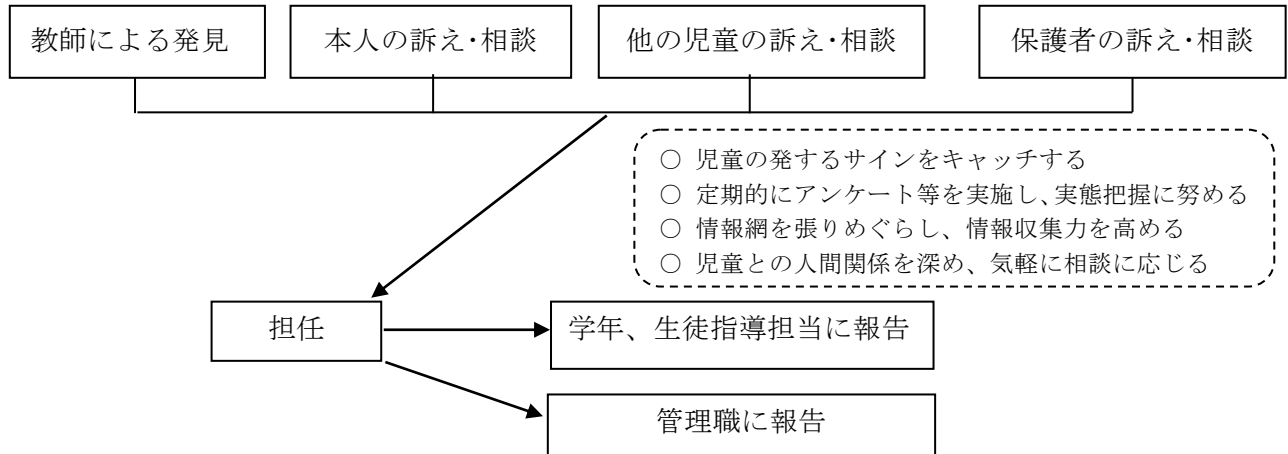
「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

いじめ防止等に関する年間計画

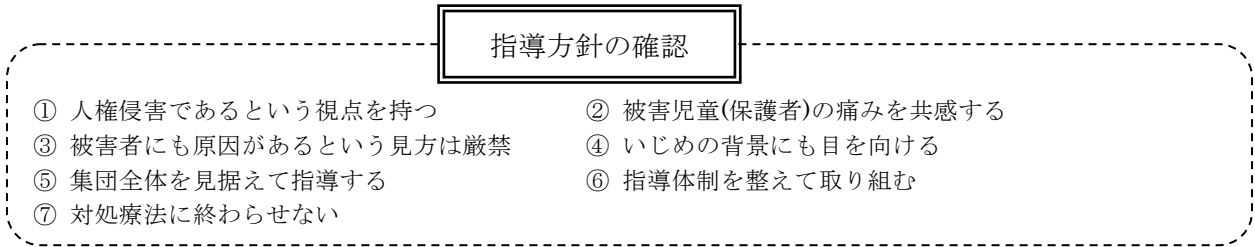
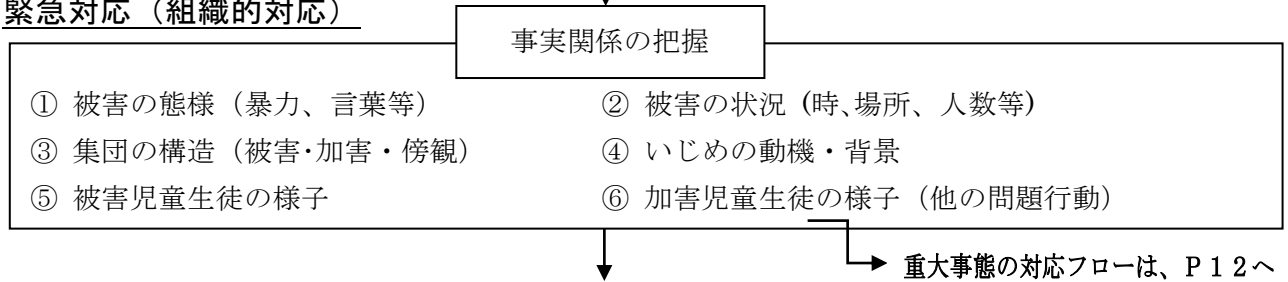
	児童会	特別活動等	アンケート 教育相談	研修	いじめ防止等
4月	1年生を迎える会	遠足 学習室紹介（全学年）	生活アンケート① 学級懇談会		いじめ不登校対策委員会 生活アンケート
5月	たてわり活動		家庭訪問		いじめ不登校対策委員会
6月	いじめ防止週間 安小まつり	5年 宿泊学習		校内研修 （学級学年運営）	いじめ不登校対策委員会
7月	たてわり活動	情報ネット出前授業 （高学年）	個人懇談会 生活アンケート②	校内研修 グループ①	いじめ不登校対策委員会 生活アンケート
8月					
9月			教育相談	校内研修	いじめ不登校対策委員会
10月	たてわり活動				いじめ不登校対策委員会
11月	児童生徒議会学習会①	6年 修学旅行	生活アンケート③		いじめ不登校対策委員会 生活アンケート
12月	児童生徒議会学習会②		個人懇談会	校内研修	いじめ不登校対策委員会
1月	いじめ防止週間	5年 わくわくスタート交流			いじめ不登校対策委員会
2月	たてわり活動		教育相談	校内研修 グループ②	いじめ不登校対策委員会 検証・総括
3月	6年生を送る会			校内研修	いじめ不登校対策委員会 学校協議会 年度末総括

いじめ事案の対応フロー

早期発見



緊急対応（組織的対応）



関係者への指導・援助

保護者への対応

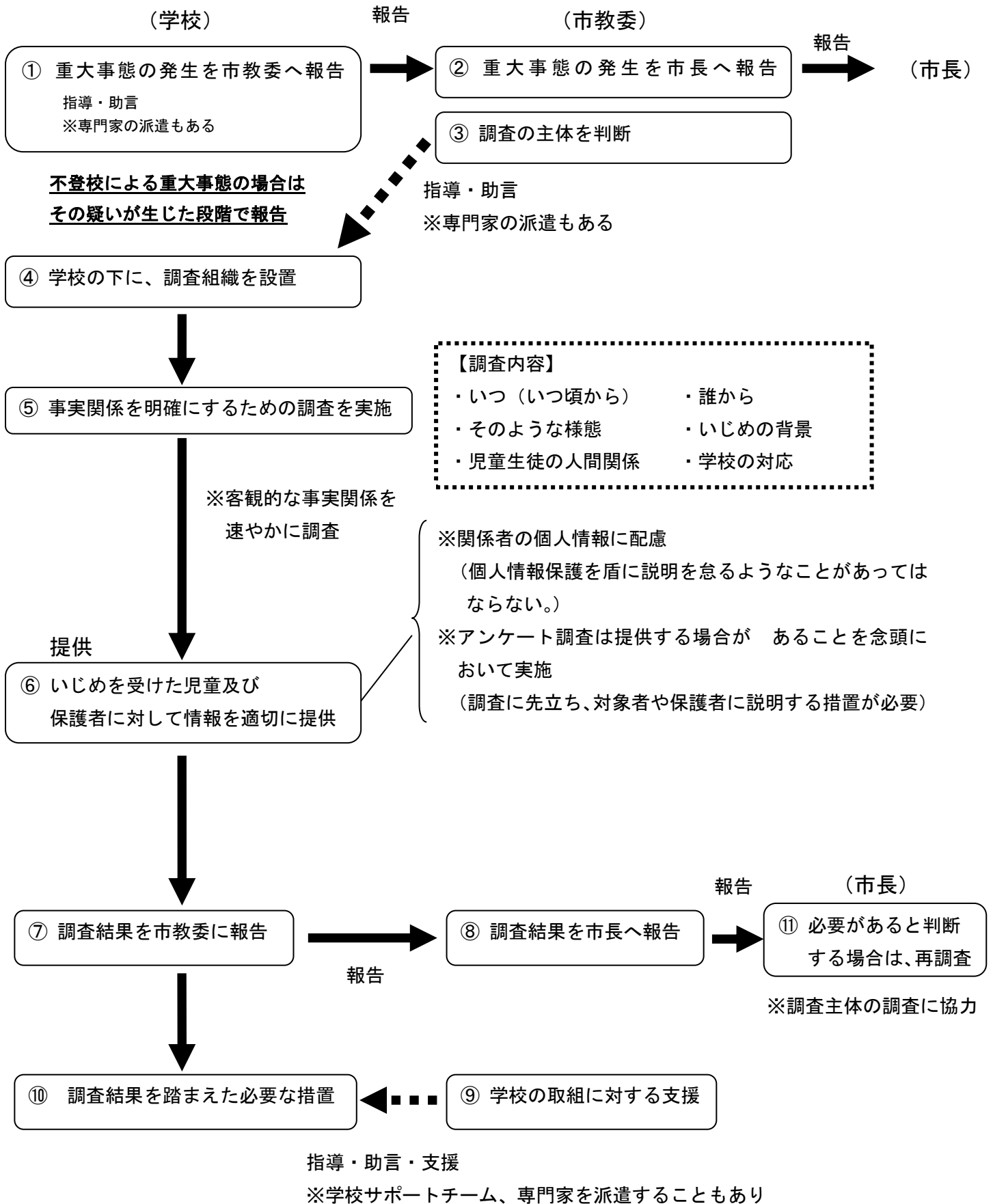
- ・ 訴えを傾聴
- ・ 具体策を示す
- ・ 協力依頼

被害児童への援助	加害児童への指導	まわりの児童への指導
<ul style="list-style-type: none"> ・ 心理的事実を受け止める ・ 具体的援助法を示し、安心させる ・ 良い点を認め励まし自信を与える ・ 人間関係の確立・拡大をめざす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実関係、背景、理由等の確認 ・ 不満、不安等の訴えを十分聴く ・ 被害者のつらさに気づかせる ・ 課題を克服するための援助を行う ・ 役割体験を通して所属感を高める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループへの指導 ・ 学級全体への指導

中長期対応

- ① 観察、継続支援
- ② 積極的な生徒指導の充実

重大事態への対応フロー（学校が調査主体となる場合）



せいかつについてのアンケート 1年用

()ねん()くみ なまえ【 】

こんげつのがっこうせいかつについて、あなたはどのようにかんじていますか。

かいけつしていなくて、なやんでいることやこまっていることありませんか？

①～⑨のしつものこたえに いちばんちかいきもちのものを ○ でかこんでください。

	いいえ	1かいあった	なんかいもある ／はい
① がっこうは たのしい			
② なかのよい ともだちがいる			
③ がっこうで じぶんのもちものが なくなったり こわされることが ある			
④ いやなことを いわれている			
⑤ あそびにいれてもらえない			
⑥ ともだちに たたかれたり けられたことがある			
⑦ おかねやものを とられることがある			
⑧ ともだちを たたいたり けたことがある			
⑨ ともだちが、「いやなきもちになること ば」をいわれている			


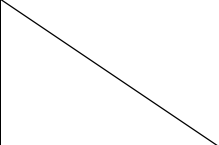


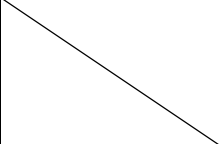



















せいかつ
生活についてのアンケート 2年～6年用

()年()組 名前【 】

がっこうせいかつ かん
今月の学校生活について、あなたはどのように感じていますか。

解決していなくて、悩んでいることやこまっていることはありませんか？

①～⑨の質問の答えに一番近い気持ちのものを ○でかこんでください。

	いいえ	1かいあった	なんかいもある ／はい
① がっこう 学校は たのしい			
② なか 仲のよい 友だちがいる			
③ がっこう 学校で じぶん 自分のもちものが なくなったり こわされることがある			
④ いやなことを い 言われている			
⑤ あそ 遊びにいれてもらえない			
⑥ とも 友だちに たたかれたり けられたことがある			
⑦ かね お金やものを とられることがある			
⑧ とも 友だちを たたいたり けったことがある			
⑨ 友だちが、「いやな気持ちになる言葉」を言 われている	